

## 了徳寺大学 学生通則

平成 26 年 8 月 7 日  
大学規則 第 41 号

### (目 的)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、了徳寺大学（以下「本学」という。）の学生が守らなければならない事項を定めることを目的とする。

### (誓約書及び学籍原簿)

第 2 条 新たに本学の学生となる者は、所定の誓約書及び学籍原簿を入学手続き時に学長に提出しなければならない。

- 2 学生は、本学の学生であることを自覚して誓約を守らなければならない。
- 3 学籍原簿の記載内容に変更のあったときは、その都度ただちに届け出なければならない。

### (学生証)

第 3 条 学生は、常に学生証を携帯し、本学教職員から提示の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

- 2 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第 4 条 学生証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに学生証を返還し、新たな学生証の交付を受けなければならない。

- 2 学生証を紛失し、又は破損若しくは汚損したときは、学生証再交付願により、再交付を受けなければならない。

第 5 条 学生は、次の各号に該当するときは、速やかに学生証を返還しなければならない。

- (1) 卒業又は退学若しくは除籍により在籍しなくなったとき。
- (2) 所定の有効期限が到来したとき。

### (身だしなみ)

第 6 条 身だしなみは、任意とするも本学学生として品位を保つものでなければならない。

### (通学手段)

第 7 条 自転車による通学を希望するときは、あらかじめ所定の様式により申請し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 自動車及びバイク（原付自転車を含む）による通学は、これを禁止する。

(授業の受講)

第8条 学生は、授業を受講するとき、他の学生の迷惑又は授業進行の妨害にならないよう、次の行為を行ってはならない。

- (1) 私語又は飲食（机上に飲食物を置くことを含む。）
- (2) 携帯電話の充電、携帯電話又はゲーム機・音楽プレーヤーの使用
- (3) 頻繁な遅刻、無断退室又は過度の居眠り
- (4) その他、これらに準じると認められる行為

2 前項の定めによる禁止事項を授業担当教員から注意された学生が直ちにその行為を止めないとき、又は同じ授業時間において再度禁止行為を行ったときは、退室させられることがある。

(授業中の教室への配慮)

第9条 学生は、授業中の教室付近において、その授業を受講する学生の迷惑又は授業進行の妨害になるような行為を行ってはならない。

(授業の欠席)

第10条 学生は、病気等のため2回連続して授業を欠席するときは、欠席の理由を証明する書類を添えて所定の様式により学長に届け出なければならない。

2 学生は、次の各号の一に該当するため授業に出席できないときは、あらかじめ欠席の理由を証明する書類を添えて、所定の様式により公欠を学長に願い出なければならない。

- (1) 感染症罹患による出校停止
- (2) 学外実習
- (3) 忌引
- (4) 交通スト又は交通機関の事故
- (5) 学長が特に必要と認める学外活動

(図書館の使用)

第11条 学生は、図書館を使用するとき、他の学生の迷惑又は学習の妨害になるような次のような禁止行為を行ってはならない。

- (1) 私語又は飲食（机上に飲食物を置くことを含む。）
- (2) 携帯電話の充電、携帯電話又はゲーム機・音楽プレーヤーの使用

2 図書館内での禁止行為を図書館職員等から注意されたが直ちにその行為を止めないとき、退室させることがある。また、図書館の使用を停止させることがある。

(健康診断)

第12条 学生は、学校保健法により本学が実施する健康診断を受けなければならない。

- 2 健康診断の結果異常があると認められるときは、学長はこれを本人又は学費負担者に通知し、必要な措置をとらせることができる。

(校舎等の保全)

- 第13条 学生は、本学が管理する建造物及び器物の不正使用又は損壊行為をしてはならない。損壊を発生させた場合は相当の罰金を支払わなければならない。
- 2 学生は、学内のコンセントやパソコンUSBを利用して、携帯電話等の充電をしてはならない。
  - 3 学生は、学内に危険物、薬品等を不法に持ち込み、又は持ち出してはならない。
  - 4 学生は、定められた時間外に学内にとどまってはならない。

(火災予防)

- 第14条 学生は、学内で火気を一定の時間又は期間使用する場合は、所定の火気使用届を防火管理者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 学生は、学内の火気の始末及び清潔の維持に留意し、火災予防を常に心掛けなければならない。

(喫煙)

- 第15条 学生は、学内においては、指定された場所以外で喫煙してはならない。  
尚、大学近隣では市が指定しているエリア以外での路上喫煙もしてはならない。

(飲酒)

- 第16条 学生は、学内において飲酒してはならない。
- 2 成人の学生は、学外において飲酒するとき、同席する未成年の学生に飲酒させてはならない。

(大麻・禁止薬物等)

- 第17条 学生は、麻薬、大麻、禁止薬物、危険ドラッグ等の使用、不法所持、売買、仲介等の行為をしてはならない。

(暴力行為)

- 第18条 学生は、暴力行為をしてはならない。

(インターネット上のマナーモラルの遵守)

- 第19条 学生は、インターネット上のマナーモラルに反する行為をしてはならない。

(人権侵害)

第20条 学生は、セクシャルハラスメント、ストーカー、本学構成員に対する誹謗中傷、その他人権侵害に当たる行為をしてはならない。

(貴重品の管理)

第21条 学生は、金銭等の貴重品の管理は、各自が責任をもって管理しなければならない。

(遺失物・取得物)

第22条 学生は、学内において遺失物を取得したときは、速やかに学長に届け出なければならない。

2 学生は、学内において所持品を紛失したときは、速やかに学長に届け出るものとする。

(部活動団体等の設立等)

第23条 学生が部活動又はサークル活動の団体を設立しようとするときは、あらかじめ団体設立願に、団体の規約及び会員名簿を添えて学長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 団体設立にあたっては、本学専任教員のうちから顧問を定めなければならない。

第24条 前条により設立を承認された団体が団体設立時の申請内容を変更しようとするときは、変更事項及びその他必要な事項を所定の様式に記載して学長に提出し、承認を受けなければならない。

2 団体は、毎年5月末日までに、5月1日現在における会員名簿を提出しなければならない。

第25条 団体を解散しようとするときは、解散理由及びその他必要な事項を記載した団体解散届を学長に提出しなければならない。

(集会等)

第26条 学生(団体)が、学内において集会、署名運動、世論調査、デモンストレーション、物品販売及び寄付募集等の行為(以下「集会等」という。)をしようとするときは、学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(学内施設の使用)

第27条 学生(団体)が、集会等のために学内の施設・設備・器具(以下「施設等」という。)を使用するときは、学長に届け出て、その承認を受けなければならない。

2 使用者は、使用が終了したときは、施設等を原状に回復しなければならない。

3 使用者は、使用に際し、施設等に損害を生じさせたときは、本学が相当と認める損害

額を賠償しなければならない。ただし、大学がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することがある。

(学外施設の使用)

#### 第28条 削除

(文書の頒布・提示)

第29条 学生(団体)が、学内において文書を頒布し又は掲示しようとするときは、あらかじめ頒布物又は掲示物を添えた願い出書を学長に提出し、承認を受けなければならない。

2 掲示物を掲示する場所は、学長が指定する。

3 掲示物の掲示期間は原則として1週間以内とし、掲示の期間が満了したときは速やかに当該掲示物を撤去しなければならない。

(秩序保持)

第30条 学生は、常に品位を保つことを心がけなければならない。この規則に定められる規定に反したとき、その他、本学の秩序を乱し、他人に迷惑を及ぼす行為をしたときは、学則により懲戒されることはもちろん、損害が発生した場合、賠償の責を免れない。

#### 附 則

1 この規程は、平成26年8月7日から施行する。

2 この規程は、平成27年6月4日から施行する。第7条第2項の規定は、バイク通学の許可を施行日までに受けた者に限り、平成28年4月1日から適用する。

3 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 この規程は、2019年6月1日から施行する。なお、第13条の校舎損壊については多額の修理費の弁済がかかるため、学生は常に校舎の保全に努めなければならない。

5 この規程は、2020年2月6日から施行する。